

RegTech コンプライアンス・第三者委員会  
～ 企業が自力で企業訴訟に備えるために～



RegTech インハウス・フォレンジック調査ソリューション

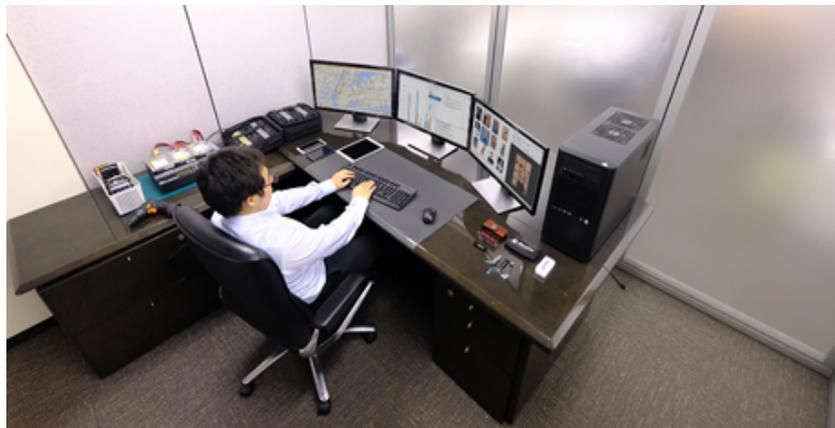


# AOS Forensics ルーム 企業訴訟 調査事例

リーガルテック株式会社  
an **AOS** company

会社に訴状が届くと、企業は訴訟対応が必要となります。訴訟になると、的確に証拠を提出できるかどうかによって訴訟の勝敗が決まります。近年では、多くの証拠は、メールや文書ファイルなどのデジタルデータに記録されており、デジタルデータの証拠調査能力を高める必要があります。特に、米国訴訟に巻き込まれた場合は、デジタルデータの証拠提出を求められるケースが多く、どのような対応能力を企業が備えているかが、訴訟の行方を大きく左右します。企業訴訟に対応するための有効な手段としてデジタルフォレンジックが注目されています。デジタルフォレンジック調査を行うと、必要な証拠データを効率よく検出することができ、勝訴のために必要な資料を提出できるようになります。

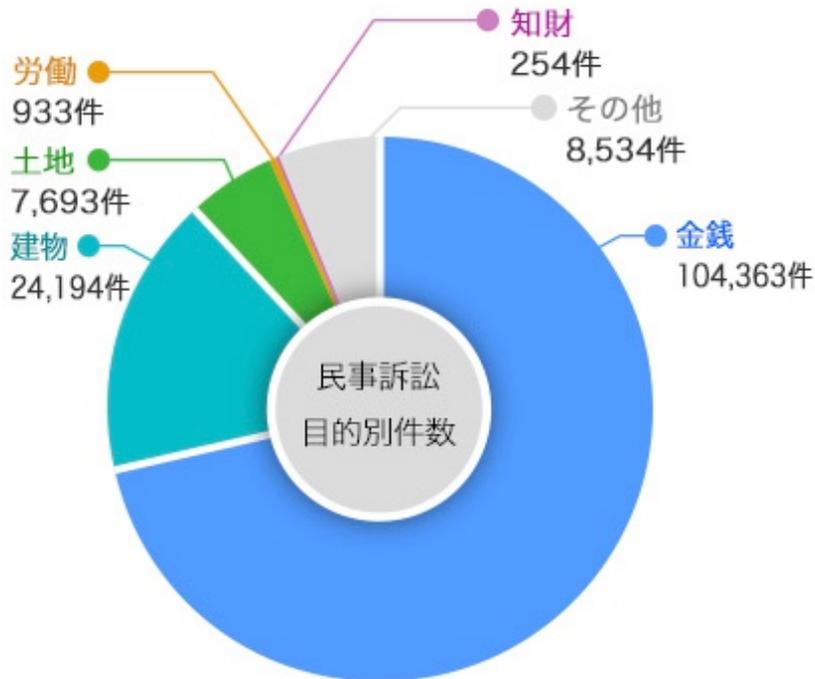
## インハウス・フォレンジックソリューション AOS Forensics ルーム



「AOS Forensicsルーム」は、企業内において、デジタル証拠を抽出することを目的として、企業内に設置されるフォレンジック調査官が作業を行うための専用ルームです。リーガルテック社は、AOS Forensicsルームの設立のためのコンサルティングからフォレンジックツールの選定、使い方のトレーニングを提供し、より高度なフォレンジック調査サービスを通じて、インハウス・フォレンジックルームの設置を支援いたします。

## 民事訴訟の目的は、約7割が金銭目的

法務省の司法統計によると、2017年の民事訴訟の事件総数は、14万5,971件で、金銭を目的としたものが、10万4,363件、建物関係が2万4,194件、労働に関するもので金銭が目的ではないものが933件、知財が254件となっています。



民事訴訟の目的別件数

(司法統計年報)

- ・日本IBMに約16億円の支払い命令

システム開発の失敗を巡り、野村ホールディングスと野村證券が日本IBMに36億円の損害賠償を求めていた裁判で東京地方裁判所は、2019年3月20日、一部の請求を認めて日本IBMに約16億円の支払いを命じ、日本IBMによる反訴の請求は棄却した。

企業が企業訴訟の対策として、AOS Forensics ルームを活用するメリットとして、予防法務としてのメリット、早期発見のメリット、事後対策としてのメリットの3つがあります。



## 予防法務としてのメリット

企業訴訟対策として、AOS Forensics ルームを導入することによる予防法務のメリットは、企業が迅速に予防調査を社内で行えるようになることです。予防法務は、紛争そのものを生じない、又は生じにくくさせることで損害を未然に防ぐ、又は軽減しようとする事前対策です。



## 早期発見のメリット

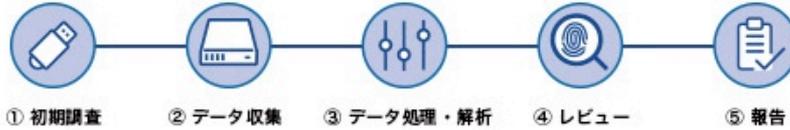
企業は、訴訟に発展しうる問題が発生した場合、訴訟となるのか、訴訟となる場合は裁判に持ち込むか、和解するか等の判断を下す必要が生じます。早期対応のためにフォレンジック調査室を社内を設置してけば、訴訟の早期段階におけるリスク評価を迅速に行うことができるようになります。



## 事後対策のメリット

米国の民事訴訟においては、当事者は、事件に関連する情報の開示が求められます。日本の訴訟では、証拠開示を義務付けられている訳ではありませんが、社内にフォレンジックルームを設置してあれば、コンピュータなどに保存されているすべての関連データを証拠として提出することができるようになります。

## AOS Forensics ルームでの作業プロセス（予防法務）



## 予防法務としてのメリット

### 迅速の予防調査を社内で行える

企業が将来において、法的な紛争が生じないように、法律知識や法実務上のノウハウを駆使して事前に取りうる法的対策が進化しています。従来における企業の訴訟対策は、紛争が生じた後に紛争を解決し、損害を回復するという事後対策でした。しかし、ひとたび、訴訟が発生すると、企業は、社会的な信用を大きく損なうリスクを抱えたり、企業価値を大きく損う危機に直面してしまいます。予防法務は紛争そのものを生じない、又は生じにくくさせることで損害を未然に防ぐ、又は軽減しようとする事前対策です。国際的な紛争や製品の品質問題による訴訟、個人情報情報の漏えい、インターネットの不正利用などが急激に増加しているデジタル社会において、企業が抱えるリスクを軽減するために予防法務は必須の法的対策となりました。AOS Forensics ルームを導入することにより、企業は、迅速に予防調査を社内で行えるようになります。

## AOS Forensics ルームでの作業プロセス（早期発見）



## 早期発見のメリット

### 訴訟案件の早期評価査定を実施

企業は、訴訟に発展しうる問題が発生した場合、できるだけ早期にその内容を吟味し、訴訟となるのか、訴訟となる場合は裁判に持ち込むか、和解するか等の判断を下す必要が生じます。

訴訟の工程全体にかかる時間とコストは莫大なため、なるべくその工程の規模を小さく保つことが重要です。そのためには、訴訟の早期段階において訴訟事実を正確に評価する必要があります。収集すべき情報の対象を絞り込み、訴訟全体のリスクを計算して、対応を戦略的に判断し計画することが重要です。早期対応のためにフォレンジック調査室を社内に設置してけば、訴訟の早期段階におけるリスク評価を迅速に行うことができるようになり、訴訟にかかるコストを大幅に削減することが可能となります。

## AOS Forensics ルームでの作業プロセス（事後対策）



## 事後対策としてのメリット

社内のデジタル証拠の調査で迅速に対応

米国の民事訴訟においては、当事者は、事件に関連する全情報の開示が求められます。これをeディスカバリー制度といいます。この制度により、訴訟の当事者は、相手の有する証拠と成り得る情報を有利不利に関わらず、広範に取得し、開示する必要が生じます。日本で訴訟を起こされた場合には、eディスカバリーに対応することが義務付けられている訳ではありませんが、訴訟になると企業は、原告被告のどちらもが、コンピュータなどに保存されているすべての関連データを証拠として提出する必要があります。調査対象の情報は膨大な量になり、その保存場所が特定できないと、必要な証拠を抽出することができなくなります。社内の専用のフォレンジックルームがあれば、迅速に証拠データの抽出ができるようになります。



フォレンジック調査は、初期調査、データ収集(保全)、データ処理・解析、レビュー、報告の5つのプロセスで行います。初期調査では、調査対象となる機器を特定し、保全対象の優先順位を決定します。そして、調査対象となった機器の証拠性を損なわないようにコピーを行います。収集したデータをフォレンジックツールで処理し、復元、検索、分類などの解析作業を行います。処理されたデータをレビューし、証拠データを特定して、報告するという流れとなります。



## 初期調査

ファストフォレンジック調査により、調査開始時に調査の対象にしようとしている機器のデータの状態を速やかに把握し、保全対象と優先順位を決定します。



## データ収集(保全)

調査対象機器内の証拠性を損なわないように、データの収集を行います。削除されたデータの復元が必要になる場合は、ディスクイメージの収集が必要となります。



## データ処理・解析

収集したデータの解析、復元、検索、分類等を行います。優れたツールを駆使することにより、証拠調査能力を高め、迅速な分析ができるようになります。



## レビュー

証拠を特定します。場合に応じて、レビュープラットフォームを使用します。最新のツールを駆使すれば、レビュー時間を大幅に削減することができます。

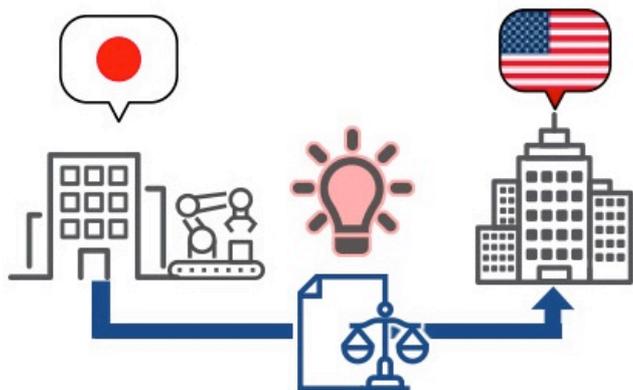


## 報告

報告書及び、報告用の最終成果物をまとめます。ケースに応じた報告書のフォーマットを活用することで、包括的な報告書を効率よく作成できます。

AOS Forensicsルームは、フォレンジック調査ソフトやハードウェアをコンポーネントで構成されたシステムとして提供し、調査室の設置、システムの使い方、フォレンジック調査の方法、調査官の教育及び研修、調査支援などを行いインハウス・フォレンジック調査室の構築を支援します。

- フォレンジックルーム設置支援
  - ルーム運用規定の策定支援
  - フォレンジック調査用ハード/ソフトウェアの選定と調達
  - 作業環境の構築支援
- フォレンジックトレーニング
  - 管理者向け・・・インシデント発生時の対応について
  - 技術者向け・・・各種フォレンジックツールの使用方法について
  - レビュー管理者向け・・・レビューの進め方やタグ、ステージについて
- コンサルティング
  - フォレンジックの専門家がコンサルタントとしてフォレンジックルームに関する質問にお答えいたします。



特許侵害で輸入・販売の差し止め要求

## ・背景

日本の大手製造メーカーが保有している特許を侵害しているということで、米国でこの会社の特許を侵害している企業を相手に米国の国際貿易委員会に輸入と販売の差し止め要求を出して提訴しました。



日本側の証拠開示を支援して和解

## ・結果

この案件は、米国で争われた事例ですので、eディスカバリの証拠開示の対象となり、大量の証拠データの開示義務が双方に発生しました。リーガルテック社は日本企業側の証拠開示を支援し、この大手製造メーカーの主張を相手企業が認めて和解することができました。

## リーガルテック株式会社 会社概要

**設立** : 2012年6月  
**資本金** : 51,000,000円  
**代表取締役** : 佐々木 隆仁  
**株主** : AOSテクノロジーズ(株) 100%  
**事業内容** : VDR事業

eディスカバリ事業  
フォレンジック事業  
司法インフラ事業  
(法律検索 LegalSearch.jp)

**Web** : AOS.com  
LegalTech.co.jp

**顧問弁護士** : 吉峯 耕平 田辺総合法律事務所  
大井 哲也 TMI総合法律事務所  
金井 高志 フランテック法律事務所  
高橋 喜一 コスモポリタン法律事務所  
清水 陽平 法律事務所アルシエン  
大平 恵美 DSA Legal Solutions, Professional Corporation  
赤坂屋 潤 表参道パートナーズ法律事務所  
渥美 雅之 三浦法律事務所  
高田 佳匡 鎧橋総合法律事務所





# リーガルテック株式会社

〒105-0001 東京都港区虎ノ門5-13-1 虎ノ門40MTビル 4F

TEL : 03-5733-5790 FAX : 03-5733-7012

カンパニー長 古川 宏治 k.furukawa@aos.com

リーガルコンシェルジュ 笹野 由季子 y.sasano@aos.com

AOS.com  
LegalTech.co.jp